

平成16年12月30日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役会長兼社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

ニュー・エルティーシービー・パートナーズ等による株式分配に関するお知らせ

当行の筆頭株主であるニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ(以下「NLP」といいます。)およびジージャーアル・ケイマン・エル・ピー(以下「GGR」といい、NLPと総称して「分配者」といいます。)が、その保有する当行普通株式をNLPおよびGGRに対して直接または間接的に投資している投資家(以下、かかる投資家を「本件投資家」といいます。)に分配する手続き(以下「本件分配」といいます。)を下記のとおり開始いたしましたので、お知らせします。

本件分配は、証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に定義された本邦以外の地域における「売出し」に該当することから、当行は、本件分配に関して、平成17年1月4日に臨時報告書を提出する予定です。

なお、本件分配に関しては、別添のNLPによるステートメントをご覧ください。

記

(1) 株式の種類および銘柄

当行普通株式。

(2) 売出(分配)数

約832,894,000株。(予定。下記(8)記載のとおり、最終的な分配株式数は平成17年第1四半期(平成17年1月1日から3月31日まで)に決定される予定です。)

(3) 売出(分配)価格

該当ありません。(下記(8)記載のとおり、本件分配は本件投資家の当行に対する間接的な投資持分につき、当行普通株式による現物分配の形式で行われ、対価としての金銭による支払は行われません。)

(4) 売出人(分配者)の名称

ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ	(分配株式数 約 824,003,000株(予定))
ジージャーアル・ケイマン・エル・ピー	(分配株式数 約 8,891,000株(予定))

(5) 売出(分配)方法

下記(8)記載のとおり、分配者は、多階層の中間的団体(本件投資家がかかる中間的団体を通じて分配者に
出資しております。)を通じ、本件投資家に対して当行普通株式の現物分配を行う予定です。

(6) 売出し(分配)を行う地域

欧州および北米を中心とする海外。

このプレス・リリースは、米国または日本における当行の有価証券の売却の申込みまたは購入の申込みの勧誘ではありません。
当該有価証券は、米国1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づき登録がなされておらず、またかかる登録がなされる予定もありません。また、かかる登録またはかかる登録義務の免除を受けることなく当該有価証券を米国内で勧誘または売出ししてはなりません。本プレス・リリースまたはその写しを、米国内に持ち込み、送付し、または配布してはなりません。

(7) 受渡期日

未定。(当行普通株式の本件投資家への分配は、平成17年第1四半期に完了する予定です。)

(8) その他の事項

分配者は現在、合計して当行の発行済普通株式の約65%を保有しています。本件投資家から必要多数の同意を得た場合には、分配者は当行普通株式を現物分配の形で本件投資家に交付する予定です。分配者の上には多階層の中間的団体が存在することから、実際の分配は、分配者およびかかる中間的団体が最終の本件投資家に対して実施する一連の分配によって行われます。分配により、本件投資家はそれぞれ分配者に対する直接または間接的な出資額に応じて当行普通株式を受領することになると見込まれます。本件投資家に分配される株式は、当該株式に関して秩序ある相場が阻害されないよう、本件分配の完了後一定の譲渡制限に服することになります。なお、本件分配に関して必要多数の同意を本件投資家から得られなかった場合、本件分配は行われません。さらに、本件分配の実現について必要多数の同意を本件投資家から得ている場合であっても、分配者は、その裁量により本件分配を取りやめることがあります。

現物分配が行われた場合、本件投資家は、当行に対する間接的な投資持分(現在これはパートナーシップ持分の形式で保有されています。)に相当する当行普通株式を受領し、分配者に対する当該直接的または間接的な投資持分は、対応する額だけ減少します。これらの現物分配に対し本件投資家による金銭の支払は行われません。

本件分配により当行普通株式の現物分配を受ける本件投資家はすべて海外投資家です。なお、総分配株式数については、平成17年第1四半期に確定する予定です。

以 上

このプレス・リリースは、米国または日本における当行の有価証券の売却の申込みまたは購入の申込みの勧誘ではありません。

当該有価証券は、米国1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録がなされておらず、またかかる登録がなされる予定もありません。また、かかる登録またはかかる登録義務の免除を受けることなく当該有価証券を米国内で勧誘または売出ししてはなりません。本プレス・リリースまたはその写しを、米国内に持ち込み、送付し、または配布してはなりません。

NEW LTCB PARTNERS C.V.

2004年12月30日

各位

ニュー・エルティーシービー・パートナーズの再編に関するお知らせ

東京（2004年12月30日、木曜日） 株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます。）の筆頭株主であるニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（以下「NLP」といいます。）は、本日、新生銀行の株式を最終的に一般投資家およびNLPに対する長期的投資家の手に戻すための再編手続きを行う予定であると発表しました。

2000年3月に新生銀行に対する投資を開始して以来、NLPの主要な投資目標は二つありました。第一の目標は新生銀行を再生することであり、第二の目標は新生銀行を一般投資家およびNLPに対する長期的投資家の手に戻すことです。

数多くの財務および収益性に関する方策により、NLPはかかる第一の目標を達成しました。新生銀行は、NLPならびに新生銀行の新経営陣の尽力により収益性を回復し、日本で最も強力な金融機関の一つとなりました。新生銀行は、法人部門および個人部門の両部門で革新的な銀行業務を行う最先端の銀行であり続けています。

現在、NLPは、新生銀行を一般投資家およびNLPに対する長期的投資家の手に戻すという第二の目標に取り掛かっているところです。2004年2月19日、新生銀行は東京証券取引所市場第一部に株式を上場しました。東京証券取引所への上場は、NLPおよびその関連団体が新生銀行に対する持分の約35%を売却した新規株式公開の成功と相まって、新生銀行の再生が資本市場に認められたことの証左と言えます。

現在、NLPは、新生銀行に対する投資の再編によって、新生銀行の議決権を保有する株主の構成をさらに分散させようとしています。NLPの投資家は主要次の三つのグループに区分できるとNLPは考えております。すなわち、(1)新生銀行の株式を売却することを希望する者、(2)少なくとも一定部分については中期的な株式保有を継続するつもりであるが、現在間接的に所有している株式に対して直接的な支配権を得たいと希望する者、および(3)新生銀行に対する投資を長期的に継続したいと希望する者です。三つのグループがそれぞれの希望に沿った行動をとれるよう、NLPは、保有する新生銀行の株式のほぼすべてをNLPの投資家に分配する予定です。NLPの投資家に分配される株式は、保管者に預託され、当該株式について秩序ある相場が阻害されないようにするため、当該分配の完了後一定の譲渡制限に服することになります。

NLPの投資家からの必要多数の同意を得ることを条件として、NLPは、2005年3月末までに上記の再編を実施する予定です。

このプレス・リリースは、米国または日本における株式会社新生銀行の有価証券の売却の申込みまたは購入の申込みの勧誘ではありません。

当該有価証券は、米国1933年証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録がなされておらず、またかかる登録がなされる予定もありません。また、かかる登録またはかかる登録義務の免除を受けることなく当該有価証券を米国内で勧誘または売却してはなりません。本プレス・リリースまたはその写しを、米国内に持ち込み、送付し、または配布してはなりません。